

NO. 1848
2019・10・7
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013 三次市十日市東3-10-1
http://www41.tiki.ne.jp/~miyosim
inseyo/
E-mail miyosiminseyo@w41.tiki.ne.jp

増税突入！大混乱は避けられない。税務署へ申入れ

三次民商は9月25日(木)、三次・吉田両税務署へ、事前に申し入れた事項についての回答と、今置かれている、県北地域の中小業者の現状を訴え、税務署交渉を行いました。

**申し入れ事項の回答
(三次・吉田とも趣旨は同回答)**

① 大混乱を招く消費税の10%への増税、まやかしの「軽減税率」やインボイス制度は中止する」と。

【回答】当署は法律の執行機関であるので、お答えする立場ではない。
② 「結社の自由」を保障し、納税者の自主申告にむけた相談活動への不当な干渉を行わないこと。納税者の自主申告を阻害し、萎縮させる税理士法の不当な拡大解釈をやめること。

【回答】税務行政は適正な課税の実現を図るため、公平に執行されるとして、どの団体にも中立な立場で行っている。相談活動については、税理士法に定める、税務の代理・相談・作成は税理士に制限されるとされてい。税理士の監督官庁は税務署となつており、拡大解釈はしてい

第三次民商は9月25日(木)、三次・吉田両税務署へ、事前に申し入れた事項についての回答と、今置かれている、県北地域の中小業者の現状を訴え、税務署交渉を行いました。

いない。

③ 国税通則法の趣旨を署員に徹底すること。税務運営方針や第72回国会決議を遵守し、事前通知、調査理由の開示を必ず行うこと。事前通知は遅くとも2週間前に文書で行い、納税者の協力を得られる日時・場所とし、例外規定を適用する場合、その理由を納税者に明らかにする」と。

④ 税務署員による「質問応答記録書」は法的根拠はなく任意であり、作成や押印の強要はやめること。

個々の事案に即しつつ行う。内訳書、説明書とも法令上添付しないといけないとなつていての支障が無いか慎重に見極めていい。調査手続の透明性、納税者の予見可能性を高めるため、会議・研修などで署員に通知しているところで、引き続き趣旨に従う。

【回答】事実関係の正確性を期するため、必要と認めた場合にお願いしている。強要しているものではない。

⑤ 税務署員による「質問応答記録書」は法的根拠はなく任意であり、作成や押印の強要はやめること。

【回答】調査手続きの透明性、納税者の予見可能性を高めるため、会議・研修などで署員に通知しているところで、引き続き趣旨に従う。

事前通知は原則するが、調査に支障がある場合や円滑に行うのが困難な場合は通知しない。通知は特段の規定がないが、原則電話です。調査開始日は通知から相当の時間を持つてする。

【回答】事前調査は協力的でないなどの理由であることがある。

個々の事案に即しつつ行う。内訳書、説明書とも法令上添付しないといけないとなつていての支障が無いか慎重に見極めていい。調査手続の透明性、納税者の予見可能性を高めるため、会議・研修などで署員に通知しているところでお願いしている。強要しているものではない。

⑥ 立会人を理由とした調査拒否や消費税仕入税額控除否認、青色申告取消を行わない」と。

【回答】仕入控除否認については、資料等が残つてないなどの理由で、規定に基づいて行って

【回答】分納誓約書は法的に根拠が無いが、提出されれば收受する。個々の実情に則し、適切に対応している。

⑦ 滞納整理にあたつては、生存権的財産の処分を禁止し、売掛金差押さえといった不当な徴収・

【回答】守秘義務は国家公務員に課せられたものであり、納税者に罰則がない以上、第三者の立会をもつて納税者が調査を正当に受けれる権利を奪わない」と。

【回答】税務署員には守秘義務が課せられており、税理士以外の人が関わると法令違反となる場合があるのでお断りしている。

【回答】個々の実情に即し、適切に判断している。売掛金は差押さえ禁止財産とはなつていな

いが、営業生活に支障が無いか

【回答】個々の実情に即し、適

切に判断している。売掛金は差

押さえ禁止財産とはなつていな

いが、営業生活に支障が無いか

【回答】個々の実情に即し、適

切に判断している。売掛け金は差

押さえ禁止財産とはなつていな

いが、営業生活に支障が無いか

【回答】個々の実情に即し、適

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次集会の部



三次集会

9月18日に「三次まちづくりセンター」で行い、昼の部は40名、夜の部は14名が参加。直前とあってか多くは民商を大きくしなけ

るの参加者が来場。「そんなに変わらないだろうと思って来たけど、こんな参るとは……」と青ざめる参加者の声が多く、「税務署の説明会にも行ったけど、何度も聞いても複雑すぎて難解」と感想も。

学習会後の決起集会で、高橋組織運営委員長は、「今日、聞いてもらつたとおり、こんなに変わる消費税負担と事務負担を中小業者にノーを突きつけるに

会で、直前に迫った消費税増税に対し、怒りの声を上げようと決起集会を。また、まだまだ会員に広報が不十分と再度学習会をしよう」と、6回、集会と対策学習会を開催しました。



二次集会

本当になるよ。こんな税制で大丈夫?

消費税増税反対決起集会&対策学習会

ればならない。今、秋の運動で様々な取り組みをしているので、みんなで拡大をしましょ

う」と訴えました。

日に三次民商事務所で行い、昼の部は10名、夜の部は3名が参加し

「憲法に違反する」この不公平な税制を糾すため、

員から「別日にやってもらえないだとうか」と問いかわせが多くあつたので、再々度9月26

日

まで、

情で来られなかつた会

員から「別日にやつて

もらえないだとうか」と問いかわせが多くあつたので、再々度9月26

日

まで、

情で来られなかつた会

員から「別日にやつて

もらえないだとうか」と問いかわせが多くあつたので、再々度9月26

日

まで、

情で来られなかつた会

員から「別日にやつて

もらえないだとうか」と問いかわせが多くあつたので、再々度9月26

日

まで、

情で来られなかつた会

員から「別日にやつて

もらえないだとうか」と問いかわせ多くあつたので、再々度9月26

日

まで、

情で来られなかつた会

員から「別日にやつて